

医療法人 六寿会 行動計画 (第5回)

職員が仕事と家庭の両立が出来る環境を整備するため、以下の対策を行う。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

2. 計画内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

- ・労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知
- ・育児休業後における現職又は現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

小学校就学前の子供を育てる労働者が利用できる次の措置の実施

- ・短時間勤務制度
- ・始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

諸制度の周知

- ・育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度の周知
- ・育児休業等に関するハラスメントの防止

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務や隔日勤務の導入

- ・短時間正社員制度の導入